

『東国滑稽伝』に見える『噺物語』の妬婦譚

琴, 榮辰
九州大学大学院博士後期課程

<https://doi.org/10.15017/25264>

出版情報 : 文獻探究. 48, pp.20-32, 2010-03-31. 文献探究の会
バージョン :
権利関係 :



『東国滑稽伝』に見える『噺物語』の妬婦譚

琴 榮 辰

一 『噺物語』下巻第三話「りんきばなし」

妬婦と言えば、誰しも『源氏物語』の六条御息所の生霊をはじめ、「宇治橋姫伝説」や謡曲「鉄輪」に登場する女房たちの凄まじい姿をまず思い浮かべるだろう。

しかし、漸本に登場する妬婦になると、その姿は滑稽味溢れるものへと一変する。次に掲げる『坐笑産』（安永二年刊、一卷一冊）所載の「焼餅」に登場する妬婦などはその好例である。

去る御用人の御内儀、焼もちを焼てならぬ。同家中の若もの共、
「あの内義に気をもませて遣ふ」と亭主に云合せ、「百石に壺人
りづゝ妾めかけを置き」との御触れ書。かの内義腹を立ち、「旦那様へ。
御触れの趣、ご承知で御座りますかな」「ヲ、承知ともく。三
百石取るから、妾をもふ式人かへり抱かずばなるまい」。内義、髪を逆
立て、表へ出る。「こりや、どこへ行いく」「御役所へ参ります」「な
にの用が有る」「二百石あげて参ります」（1）。

知行三百石持ちの亭主は、嫉妬深い妻の気を揉ませるつもりで、妾を二人置くことを命じる偽の触書を妻に見せる。妻はそれを拒み、知行二百石の返上を決めるが、こうした妻の恠気ぶりが笑いを醸し出す妬婦譚である。

そして武藤禎夫氏によれば、この妬婦譚の類話が『噺物語』はなしものがたり（延宝八年刊、三巻三冊）にも存するという（2）。そのことから、この話は遅く見積つても近世初期頃にはすでに日本に流布していたと見てよからう。ここに、『噺物語』下巻所収第三話「りんきばなし」に見えるその類話を掲出すれば次の通りである。

去家中の侍衆よりあひ寄合、さまぐの雑談ざうたんの次手に、其中の一人申されけるは、我等女房殊外恠気が深うて、ちと見よき腰元こしもとは置つけぬ、迷惑なりといふ。其時又一人申されけるは、どこもくりんきふかきは同じ事じや、我等も二人ばかり手かけが欲しいが、何とぞりんきさせぬやうにしたい。又一人がいふやう、所詮しよせん殿の仰付られにて、知行百石に付、女房一人つゝもてとの御意じやといふて廻文くわいぶんを作り：「其方そなたは三百石じや程に、手かけ者二人置給へ、

御内方共には三人なり。いかに恪氣深くとも、殿の御意じやといふならば、せく事もなるまい、場はれて慰給へ」といふ。尤よき分別なり、しからば、廻文を作り、我等方へ御こし頼入と約束して、扱家へ帰り、何となく内儀に向ひ、世間はなしの次手に、昨日何事やら殿の御内談なさるゝ事有て、家老衆を召れしと聞たが、何事も触てはこなんだかと問ふ。内方聞て、いまだ何の沙汰も聞侍らずといふ所へ、彼廻文を持来る。悦びて押披おしひら見て眉をひそめ、しばらく物案じかほにして見せければ、内方見て、「あら心許なや、何事の御触れにて侍るやらん」と問。答て、さればあきれ果た事じや。知行百石に付、女房一人づゝもてとの仰付られなり、家老殿は千石じやによつて女房十人、其他次第〳〵に御請を申、知行に合て女房数を持と見えた、皆々印判つきならべた、気の毒哉、其方一人にてさへ身躰がならぬに、今二人持たらばなを〳〵借錢の淵にはまらうが、殿の御意にて一家中御請を申たる事を、我等訴訟したりとも、叶ふまいが気の毒やといふ。内儀聞て、「尤三百石で侍れば、我身ともに三人女房御持なうてはなるまい。御訴訟なされたりともかなふまじ。所詮知行二百石殿さまへ御上げ被成候へば、わが身一人にてくるしからぬ程に、百石どりに御成あれ」といふた。身躰三分一に成てもくるしからぬと思ふは、ふかきりんきの(3)。

ポリュームの多寡の差はあるものの、『坐笑産』との類話関係は認められよう。そして今回、この妬婦譚の新たな類話が徐居正ソゴジュン(서거정) 編『東国滑稽伝』(동국골계전) (1477朝鮮成宗八、文明九〇年成立、四卷) なる朝鮮漢文笑話集から確認できた。

そこで本稿では、『東国滑稽伝』に見えるその新たな類話を提示し、もつて、この妬婦譚が海彼から伝わってきた可能性や、その源が中国の妬婦譚にある可能性、さらに、日韓両国におけるその受容様相の違いの理由などについて検討を加えておきたい。

二 『東国滑稽伝』に見える類話

『東国滑稽伝』の詳細については、拙稿『醒睡笑』巻二「吝太郎」第六話の典拠―朝鮮漢文笑話集の類話新資料―(『語文研究』第百六号〈九州大学国語国文学会、平成二十年十二月〉)を参照されたい。

さて、今回新たに確認された『東国滑稽伝』の類話新資料とは、今西文庫本第一五二話のことであるが、これまで紹介されていないものゆえ、ここにその本文を掲出し、書き下し文を合わせて掲げておくことにする。

朝官姓薛者、有侍婦甚佳。頗屬意、畏室人狠妬。嘗請日者卜否泰。日者曰、「君之造化桃花沐浴。時日重犯法。當妨妻。宜早壓室人」。驚駭曰、「壓之何道」。日者曰、「若ト美妾、可壓室人」。頗然之、遲疑数月正統年間、帝詔還執饌婢子。來薛又請。管領來、頒国命曰、「大夫一妻二妾、士一妻一妾、已有令申。今朝官頗有違令者、国論以執饌婢賜士大夫之無妾者」。室人顧侍婢謂薛曰、「不得已、當以此婢為対」。薛佯若難之。管領又申令曰、「朝官若誣他為妾後露、當停今年祿俸」。室人笑謂薛曰、「此侍婢於公、大有縁分矣」。

遂定為妾。

朝官（筆者注・朝廷官吏）ノ姓薛ナル者ニハ、侍婦ノ甚ダ佳ナル有リ。頗ル意ヲ屬スルモ、室人ノ狼狽妬ムヲ畏ル。嘗テ日者（日の吉凶を見て占いする人）ニ請ヒテ、否泰（不運と幸運）ヲトセシム。日者ノ曰ク、「君ノ造化ハ桃花ノ沐浴ナリ。日ヲ時テバ法ヲ犯スコト重ナル。當ニ妻ヲ妨グベシ。宜ク早く室人ヲ壓フベシ」ト。驚駭シテ曰ク、「之ヲ壓フル道ハ何ゾヤ」ト。日者ノ曰ク、「若シ美妾ヲトメバ、室人ヲ壓フルベシ」ト。頗ル之ヲ然リトスルモ、遲疑スルコト數月、正統年間（明第六代皇帝英宗ハ1436〜1449の頃）、帝、執饌婢子（明に徵發された朝鮮の女中のこと）ヲ還スト。詔ス。薛ニモ来タリテ又請フ。管領来タリテ、国命ヲ頒チテ曰ク、「大夫ハ一妻ト二妾ヲ、士ハ一妻ト一妾ヲ、已ニ令有リテ申ス。今ノ朝官ニ頗ル令ニ違フル者有レバ、国論ニテ執饌婢ヲ以テ士大夫ノ妾ノ無キ者ニ賜ハセン」ト。室人、侍婢ヲ顧ミテ薛ニ謂ヒテ曰ク、「已ムコトヲ得ズ。當ニ此ノ婢ヲ以テ対ト為スベシ」ト。薛、之ニ若ヒ難シト伴ル。管領又令ヲ申シテ曰ク、「朝官、若シ他ヲ誣キテ妾ト為シ、後ニ露ルレバ、當ニ今年ノ祿俸ヲ停ムベシ」ト。室人笑ヒテ薛ニ謂ヒテ曰ク、「此ノ侍婢ハ公ニ於イテ大イニ縁分有リ」ト。遂ニ妾ト為シテ定ム（4）。

薛という朝鮮朝廷の官吏は、妾を置く問題を占い師と相談する。すると後に、士大夫は身分に応じて妾を置くことを命じる廻文が回ってくる。もしこれに従わない場合は「俸祿の支給停止」という罰則が

課せられ、また、虚偽の申告をした場合は、中国から帰還した執饌婢を妾として迎えさせられるという。

「還郷女（罵る時の悪口の一つ。ペリー来航後、初めて日本に赴任したアメリカのハリス領事の看護に当たったお吉という女性が「唐人お吉」と白眼視されたことを想起すれば理解が早い）」とも呼ばれた執饌婢は、中国に送られて貞操を失った女という理由で、当時の朝鮮社会では軽蔑されがちであった。

妾を置かされることを拒み、知行二百石の返上という選択をした『噺物語』の妬婦とは違って、『東国滑稽伝』の妬婦は、「俸祿の支給停止」や「執饌婢を妾にする」という罰則を恐れ、家の女中を妾にすることを容認する。両者におけるこうした結末の相違については後述するが、ともかく、両話が話柄的に一致することは認められよう。

しかし、現時点では『東国滑稽伝』のこの妬婦譚が『噺物語』に直接影響を与えたことを示すいずれの証拠も見当たらないことから、この妬婦譚が朝鮮から日本に直接もたらされた可能性はあまり考えられない。

『日本古典文学大辞典』『噺物語』の項目（岡雅彦氏執筆）に、幸佐（生没年未詳。享保初年まで在世か。俳人）は、和漢諸書の版本類を座右に置いて『噺物語』を成したとあることから、ここではむしろ、この妬婦譚の源が中国にある可能性をまず考えるべきであろう。

実際、『噺物語』上巻第一話「華佗物語」及び中巻第十話「白夷叔斉物語」は『史記評林』から得たものである。また、上巻第七話「鳥の声を聞けし物語」は『論語首書』から、中巻第六話「艾子物語」は『事文類聚』から得たものであり、さらに下巻第三話「趙飛燕昭儀物語」は『劉向列女伝（古列女伝）』から、下巻第五話「大樹仙人物

語」は『大唐西域記』から得たものである。

『囉物語』のこうした内容構成を踏まて考えれば、同書に見えるこの妬婦譚の源を漢籍に求めることも十分あり得るが、これまではその典拠を探り得ていないのが現状である。

現時点で中国の原話は確認されていないが、日本と朝鮮にその類話が同時に見えることに加え、両話は同源であつて、その源が中国の妬婦譚にある可能性を示すいくつかの徴証が見えることから、この妬婦譚がそもそも中国から日本と朝鮮にそれぞれもたらされた可能性も十分に考えられよう。では、その可能性について具体的に検討を加えてみよう。

三 中国妬婦譚との類似性

両者が同源である可能性を示す証左としては、まず、身分に応じて妾を置くという発想の類似点が挙げられる。『囉物語』と『東国滑稽伝』の該当箇所をここで再び見較べてみよう。

知行百石に付、女房一人づゝもてとの御意じやといふて廻文を作り、…其方は三百石じや程に、手かけ者二人置給へ、御内方共には三人なり。

（『囉物語』）

管領来タリテ、国命ヲ頒チテ曰ク、「大夫ハ一妻ト二妾ヲ、士ハ一妻ト一妾ヲ、已ニ令有リテ申ス。今ノ朝官ニ頗ル令ニ違フル者

有レバ、国論ニテ執饌婢ヲ以テ士大夫ノ妾ノ無キ者ニ賜ハセン」ト。

（『東国滑稽伝』）

そして、身分に応じて妾を置くというこうした発想が、中国の妬婦譚から来た可能性を示す証拠がここにある。すなわち、中国の清代の陳皋謨撰『笑倒』（1718〔享保三〕年成立か・一四十話収録）所収「両夫」にもこれと同様の発想が見られるのである。

丈夫欲娶妾。妻曰、「一夫則一婦耳。娶妾見于何典」。夫曰、「孟子曰、齋人有一妻一妾」。妻曰、「若然、我应当再招一夫」。夫曰、「何也」。妻曰、「豈不聞大学序云、河南程氏兩夫」。

丈夫妾ヲ娶ラント欲ス。妻曰ク、「一夫ハ則チ一婦ノミ。妾ヲ娶ルハ何クノ典ニ見ユルヤ」ト。夫曰ク、「孟子曰ク、齋人ニ一妻一妾有リ」ト。妻曰ク、「若シ然ラバ、我モ应当ニ再ビ一夫ヲ招クベシ」ト。夫曰ク、「何クナリ」ト。妻曰ク、「豈ニ大学ノ序ニ、河南ノ程氏ハ兩夫ト云ヘルコトヲ聞カズヤ」ト（5）。

夫が『孟子』を引用して妾を置くことの正当性を主張すると、妻も『大学』を引用して自分も「両夫」を置くことやり返す場面であるが、右の傍線部に見える表現が、『東国滑稽伝』に見える「大夫ハ一妻ト二妾ヲ、士ハ一妻ト一妾ヲ…」と発想の面で軌を一にするものであることは論を俟たないだろう。

両話が同源であつて、その源が中国の妬婦譚にある可能性を示す

傍証としては、さらに、亭主の表情演技の類似点が上げられる。

彼廻文を持来る。悦びて押披見て眉をひそめ、しばらく物案じか
ほにして見せければ

『囃物語』

室人、侍婢ヲ顧ミテ薛ニ謂ヒテ曰ク、「已ムコトヲ得ズ。當ニ此
ノ婢ヲ以テ対ト為スベシ」ト。薛、之ニ若ヒ難シト伴ル。

『東国滑稽伝』

内心は喜びながら、妻の前では困った顔をする亭主のこうした表
情演技の類似性からも、両者は同源である可能性が察せられるが、こ
うした亭主の表情演技は、『笑府』を初めとする中国笑話集の影響を
大いに受けた他の朝鮮漢文笑話集所収の妬婦譚から見ることができ
る。

たとえば、洪万宗(홍만중)編『莫葉志諧』(명엽지해)(167
8<朝鮮肅宗四、延宝六>年以降成立、一卷一冊)所収の「講奏止妬」
(奏スルト講ジテ妬ムヲ止メル)なる妬婦譚の結末に見える亭主の表
情演技はその好例である。

夫人即拝伏夫前。發矢言而請曰、「自今以後、如有妬行、雖加誅
黜、妾且甘心。乞停奏辭、以觀來效」。媚宰佯示強從之色。自是
夫人絶不更妬。

夫人即チ夫ノ前ニ拝伏ス。矢言ヲ發シテ請ヒテ曰ク、「今ヨリ以

後ニ、如シ妬ムル行ヒ有レバ、誅黜ヲ加フルト雖モ、妾ハ且ラ
ク心ニ甘ンズ。奏シテ辞スルコト停ムヲ乞フ。以テ效ノ来タル
ヲ觀ルベシ」ト。媚ノ宰、佯リテ強テ之ニ從フ色ヲ示ス。是ヨリ
夫人ハ絶ヘテ更ニ妬マズ(6)。

妻の愷氣を理由に辞職願を出すという夫の芝居にまんまと騙され
た女房は、二度と愷氣しないことを誓う。そして、傍線部に見える夫
の表情が、『囃物語』と『東国滑稽伝』の妬婦譚に見える夫のそれと
よく似ていることが看取できよう。

両者が同源であつて、その源が中国の妬婦譚にある可能性を示す
証左としては、さらに、『囃物語』の類話の冒頭部に見える、亭主ら
が集まつて嫉妬深い妻のことを相談するという次の場面があげられ
る。

去家中の侍衆寄合、さまぐゝの雑談の次手に、其中の一人申され
けるは、我等女房殊外愷氣が深うて、ちと見よき腰元は置つけぬ、
迷惑なりといふ。其時又一人申されけるは、どこもぐゝりんきふ
かきは同じ事じや、我等も二人ばかり手かけが欲しいが、何とぞり
んきさせぬやうにしたい。又一人がいふやう、所詮殿の仰付られ
て、知行百石に付、女房一人つゝもてとの御意じやといふて
廻文を作り…。

そして、嫉妬深い妻のことを亭主たちが集まつて相談するという
こうした話柄は、清の遊戲主人纂輯『笑林広記』(1766<明和三>
年成立、十二卷四冊)<殊稟部>所載の「槌碎夜壺」からも見ることが

できる。

有病其妻之吃醋。而相訴于友謂。「凡買一婢即不能容。必至別売而后已」。一友曰、「賤荆更甚。豈但婢不能容。并不許置一美仆、必至逐去而后已」。傍又一友曰、「兩位老兄勸你罷。像你老嫂還算賢慧。只看我房下。不但不容婢仆。且不許擅買夜壺。必至槌碎而后已」。

其ノ妻ノ醋^{さん}ヲ吃^のムヲ病ム有リ。而シテ友ニ相ヒ訴^{むか}ヒテ謂フ、「凡ソ一婢ヲ買フニ即チ容レルコト能ハズ。必ズ別レテ売ルニ至テ后ニ已ム」ト。一友ノ曰ク、「賤^{せんけい}荆^{けい}（筆者注・愚妻。自分の家内のこと）ハ更ニ甚ダシ。豈ニ但ダ婢ノ容レルコト能ハズヤ。并ビニ一美仆ヲモ置クヲ許サズ。必ズ逐去ニ至テ后ニ已ム」ト。傍ラノ又一友ノ曰ク、「兩位ノ老兄、汝ハ罷^やムヲ勸^{すす}ム。汝ノ老嫂ニ像ルハ還テ賢慧^{けんけい}ト算^{かぞ}ヘヨ。只ダ我ガ房下ヲ看ヨ。但ダ婢仆ヲ容レズニアラズ。且ツ擅ニ夜壺^{しびん}（尿瓶のこと）ヲ買フモ許サズ。必ズ槌^{なげう}チ碎^{くだ}クニ至テ后ニ已ム」ト（？）。

恐妻家の亭主二人が集まり、それぞれ自分の妻の嫉妬深さを語る場面である。尿瓶を買うことすら許さない妻の異常な怪気ぶりが庄巻の妬婦譚であるが、こうした話柄が『囃物語』の冒頭部とパターンの一致することは確かである。そして、嫉妬深い妻のことを人と相談するというこうしたパターンは、前掲の『東国滑稽伝』の妬婦譚からも見ることができる。

頗^{すぶ}ル意ヲ屬^{しやく}スルモ、室人ノ狼^{はな}ダ妬^{ねた}ムヲ畏^{おそ}ル。嘗^{こころ}テ日者ニ請^{こころ}ヒテ、否泰ヲトセシム。

とくに、「日者（占い師）」と相談し、嫉妬深い妻への対策をめぐらすという右のような場面が、南朝宋の虞通之の手による『妬記』（五世紀後半成立か、二巻）所収の妬婦譚からも見られるのは注目に値する。ここにその本文を掲出する（8）。

京邑有士人婦。大妬忌於夫。小則罵詈、大必捶打。常以長繩繫夫脚、且喚便牽繩。士人密與巫嫗為計因婦眠。士人入廁、以繩繫羊、士人緣牆走避。婦覺牽繩士而羊至。大驚怪、召問巫。巫曰、「娘積惡、先人怪責。故郎君變成羊。若能改悔、乃可祈請」。婦因悲号、抱羊慟哭、自咎悔誓師。嫗乃令七日齋。举家大小悉避於室中。祭鬼神師祝羊還復本形。智徐徐還。婦見智啼問曰、「多日作羊不乃辛苦耶」。智曰「猶憶噉草不美腹中痛爾」。婦愈悲哀。後復妬忌、智因伏地作羊鳴。婦驚起徒跣呼先人為誓、「不復敢爾」。於此不復妬忌。

京邑ニ士人ノ婦有リ。大イニ夫ニ妬忌ス。小ハ則チ罵詈^{ばり}シ、大^{はな}ダ必ズ捶打^{むちう}ツ。常ニ長キ繩ヲ以テ夫ノ脚ニ繫ギ、且ツ喚^よブニ便チ繩ヲ牽ク。士人、密カニ巫ノ嫗^{おんな}ト婦ノ眠ルニ因リテ計ヲ為ス。士人廁ニ入りテ、繩ヲ以テ羊ニ繫ギ、士人ハ牆ニ緣^{ふちど}リテ走り避ク。婦覺メテ繩ヲ牽クニ士、而シテ羊至ル。大イニ驚キ怪^{あやし}ミテ、巫ヲ召シテ問フ。巫曰ク、「娘惡ヲ積ミテ、先人怪^{はな}ダ責ム。故ニ郎君ハ羊ニ變成ス。若シ能ク改メテ悔^くイバ、乃チ祈請ス可シ」ト。

婦因リテ悲シミテ号シ、羊ヲ抱ヘテ慟哭シ、自ラ咎悔シ師ニ誓フ。嫗乃チ七日ノ齋ヲセシム。家ノ大小ヲ挙ゲテ悉ク室中ニ於イテ避ク。鬼神ヲ祭リテ、師、羊ノ復タ本ノ形ニ還ルヲ祝ル。賀徐徐ニ還ル。婦賀ヲ見テ啼問シテ曰ク、「多キ日ニ羊ヲ作シテ乃チ辛苦アラズヤ」ト。賀曰ク、「猶ホ草ノ美ナラザルヲ噉ヒテ腹ノ中ノ痛キヲ憶ユルノミ」ト。婦愈ヨ悲哀ス。後ニ復タ妬忌シ、賀因リテ地ニ伏シテ羊ノ鳴クヲ作ス。婦驚起シ徒跣シテ先人ヲ呼ビテ誓ヒヲ為ス。「復タトハ敢ヘテセザルノミ」ト。此ニ於イテ復タトハ妬忌セズ(9)。

嫉妬深い妻にいつも監視されている亭主は、巫女と相談して一芝居を演じる。そして妻は、自分の嫉妬のせいで亭主が羊に変化したという巫女の話をもそのまま信じ、七日間の齋と祈りを捧げる。七日後、隠れていた夫が現れるが、それ以降にも妻がまた焼き餅を焼こうとしたので、亭主は羊の声で鳴き、これに驚いた妻は二度と嫉妬しなかったという妬婦譚である。

右から、『妬記』の冒頭部に見える巫女と相談する場面(傍線部)が、『東国滑稽伝』のそれと話柄的に一致することが容易に察せられよう。そして以上から、『囃物語』と『東国滑稽伝』の両話は同原であって、その源は中国の妬婦譚にある可能性が推察できるのではなからうか。

四 結末の相違

「ここで一つ、気になることがある。『囃物語』と『東国滑稽伝』の類話の間に見られる結末の相違がそれである。ここに両話の結末部分を再出する。

「所詮知行二百石殿さまへ御上げ被成候へば、わが身一人にてくるしからぬ程に、百石どりに御成あれ」といふた。

〔『囃物語』〕

室人笑ヒテ薛ニ謂ヒテ曰ク、「此ノ侍婢ハ公ニ於イテ、大イニ縁分有リ」ト。遂ニ妾ト為シテ定ム。

〔『東国滑稽伝』〕

『囃物語』の類話の結末には、亭主が妾を置くことを妻が最後まで拒む姿が見られるが、『東国滑稽伝』の方には、妻がそれを容認する姿が見える。

では、果たしてどちらの結末が中国の原話により忠実なのかという素朴な疑問がここで湧いてくる。結局は格氣をやめるという結末のパターンが前掲の『妬記』所収妬婦譚にも見られることから考えれば、『東国滑稽伝』の類話の方が中国の原話により忠実であるかにも見える。ここにその結末の部分だけを再出する。

賀因リテ地ニ伏シテ羊ノ鳴クヲ作ス。婦驚起シ徒跣シテ先人ヲ呼ビテ誓ヒヲ為ス。「復タトハ敢ヘテセザルノミ」ト。此ニ於イテ復タトハ妬忌セズ。

そして、こうした結末のパターンは、中国笑話の影響を大いに受けた朝鮮漢文笑話集からも簡単に見ることができる。前掲の『莫葉志諧』の妬婦譚はその好例である。その結末部分をここに再出する。

媚ノ宰、佯リテ強テ之ニ従フ色ヲ示ス。是ヨリ夫人ハ絶ヘテ更ニ妬マズ。

亭主の芝居に騙された妻が二度と悟気しないことを誓うという右の結末（傍線部）が『妬記』のそれと似ていることは論を俟たないだろう。

そして、こうした結末のパターンを持つ中国の妬婦譚が朝鮮の笑話集に影響を与えたことを示す例は他にもある。宋世琳(송세림)編『禦眠楯』(어면순) (1530へ朝鮮中宗二十五、享祿三〇年前後成立、二卷一冊)なる朝鮮漢文笑話集に収まる「斫鼈頭」(鼈ノ頭ヲ斫ル)という艶笑的内容の妬婦譚がそれである。

有一朝官、喜躍梨園。室人劇妬、朝官患之。一日袖鼈頭就内、室人又勃磔。朝官佯憤大語曰、「凡男兒被妬、皆由阿物。如非阿物、必無是患」。遂索刀奄作斫鳥之状、即投鼈頭于庭。室人大呼而前、把腰痛哭曰、「我縦妬悍、胡至此耶」。乳媼走就庭中、諦視疾呼曰、「這物二眼而色斑、必非陽頭。勿憂、勿憂」。室人大笑不復妬。

一朝官有り。喜ク梨園(筆者注・もともとは演劇界のこと。ここでは吉原のような遊郭の意味合い)ヲ躍ム。室人劇シク妬ミ、朝官之ヲ患フ。一日、鼈ノ頭ヲ袖ニシテ内ニ就ク。室人、又勃磔

(争つて対立すること)ス。朝官佯リテ憤シ、大イニ語リテ曰ク、「凡ソ男兒ニシテ妬マルルハ、皆ナ阿ノ物(男の性器のこと)ニ由ルナリ。如シ阿ノ物非ズンバ、必ズ此ノ患ヒ無カラシト。遂ニ刀ヲ索メテ、奄ヒテ鳥ヲ斫ル状ヲ作り、即チ鼈ノ頭ヲ庭ニ投ゲケリ。室人、大イニ呼ビテ前ミ、腰ヲ把リテ痛哭シテ曰ク、「我レ縦ヒ妬ムコト悍シクトモ、胡ゾ此ニ至ランヤ」ト。乳媼、走リテ庭中ニ就キ、諦視シテ疾ク呼ビテ曰ク、「這ノ物ハ二眼ニシテ色モ斑ナリ、必ズシモ陽頭ニ非ズ。憂フルコト勿レ、憂フルコト勿レ」ト。室人、大イニ笑ヒテ復タトハ妬マズ(10)。

妻の嫉妬ぶりに頭を抱えていた亭主は鼈の頭を用意し、妻の目の前で性器を斬るふりをする。鼈の頭を亭主のそれと思った妻は、この芝居に肝を抜かれ二度と悟気しなくなるという妬婦譚であるが、右の傍線部に見える結末が『妬記』のそれとパターンの一致することは言うまでもない。

しかし、右の事実から直ちに、『東国滑稽伝』の結末の方だけが中国の原話に忠実であって、『噓物語』の結末の方はそうではないとは断定できない。

なぜならば、『噓物語』の結末は妬婦譚としてのオーソドックスな結末を保っており、結末の変化は、むしろ『妬記』や『東国滑稽伝』の方で起きた可能性もあり得るからである。その可能性を示す事例を以下に検討しておこう。

たとえば、前掲した『禦眠楯』の妬婦譚は日本にもたらされるが、『妬記』や『東国滑稽伝』に見るような結末は見当たらない。『禦眠楯』より三百年程前に成立した『古今著聞集』巻十六興言利口第廿五、

第五四七話「蔵人某の妻珍素服の事」に見えるその類話をここに掲出すれば次の如くである。

或なま蔵人の妻の、いと物ねたみするありけり。男あぢきなき事に思て、いかゞして此女にはなれなんとおもひけれども、さすが又宿世つきねば、ながらへてすぐしければ、ある事なきことにつけて、さいなまれての多年をくくりけり。男案じめぐらして、亀をひとめて、くびを引出て、三四寸がほどを切てけり。紙につゝみて、ふところに引かくしてもちつ。妻と又ことをあやまちていさかひて、たがひにさまぐゝにいひて、男いふやう「せむずる所かやうの口舌のたえぬは、これゆへにこそ」とて、刀をぬきて、をのれがまらをきるよしをして、ふところにもちたる亀のくびをなげいだしたりけり。ちみどろなる物の三四寸ばかりなれば、其物にたがはざりけり。妻あさましげになりて、「おほかたの道理をこそ申つれ、これ程ににが／＼敷おもひとり給べき事かは」とてくひにがみてあたり。さて、「いまは心やすくおぼせ。かくふすべられてのみすぐせば、人ぎゝも見ぐるしうあぢきなき事なれば」といひければ、かたきはうちつとて、そのきれひきそばめて、たちのきにけり。其後、しばしは此疵のあとやむ由して、うちふしてのみすぐしけり。さて、月比経て、女ひるつれぐゝなりけるに、はぬいといふ物して、うずくまりてあたりけるを見れば、またの程にくろき布を引まとひたりけり。男あやしとおもひて、「それなるくろき物はなにぞ」と問へば、女は「たゞ」といひて、とかくこたふる事なし。あながちにとひければ、かくしはすべきことならねば、「これは故ひとのためよ」とこたへけり。

其心をえずして、「故ひとゝは何ぞ」と問へば、「さは、きりて捨給し故人がために、いかでかはこゝに素服させざらんとて、服させたるぞかし」といひけり。めづらしかりける素服也。おもかげをしはかられて、をかしこそ侍れ(11)。

夫の芝居にまんまと騙された妻は、亭主の性器が斬られたと思い、黒い布を股に引きまとう。喪に服するという妻のこの奇想天外な行動がさらに笑いを醸し出すが、この妬婦譚が『禦眠楯』の類話とその源を同じくすることは一見して明らかである。そして、『古今著聞集』の右の類話の結末からは、『禦眠楯』の類話に見るような改心する妻の姿は見当たらない。

とにかく、両話の間に見られるこうした結末の相違から、『禦眠楯』に影響を与えたこの妬婦譚の原話が、その三百年程前に日本にもたらされる頃には、『禦眠楯』のそれと異なる結末を持っていた可能性も十分に考えられよう。

そして、『禦眠楯』の類話とは異なるこうした結末のパターンが、中国の原話にそもそもあった可能性は、『古今著聞集』の引用態度からも推察できる。すなわち、大島建彦氏は「耳の文芸」『日本文学の歴史』(角川書店、昭和四十二年(第五卷所収))のなかで、橘成季の著述態度を次のように言及しておられる。

：極めて原文に充実し、せいぜい漢文を和文に改め、その一部を省略するという態度であつて、それ以上に加筆することはほとんどなかった…。

したがって、『禦眠楯』に見るような結末（室人、大イニ笑ヒ復タトハ妬マズ）が『古今著聞集』の類話には見られない理由として、ここではまず、この話の中国における伝承の過程で、結末のパターンが二つに分かれ、その一方は朝鮮に、他方は日本にもたらされた可能性を考えるべきである。

では、なぜ日韓両国には、このように相反する結末を持つ二つのパターンの妬婦譚がそれぞれ移入されるようになったのだろうか。両国の間に見られるこうした妬婦譚の受容様相の違いの原因についてこれから検討を加えてみよう。

五 妬婦譚の受容様相の違い

亭主が嫉妬深い妻を騙したり、やり込めたりするパターンが中国の妬婦譚では決して珍しくないことは、『妬記』などからすでに見てきた通りである。

しかし、その一方では、妻が亭主をやり込めるという結末のパターンも中国の妬婦譚では決して珍しくないことを示す例証がここにある。たとえば、南宋の張致和撰『笑苑千金』（四卷一冊）巻一、へ人品門「問夫買妾」には、妾を置くと言言する亭主に対し、自分も男の妾をもらうと言言する、逞しい妬婦が登場する。

昔有富人、家事叢。夫謂妻曰、「我討一個小妻、与汝代勞」。妻相允。揀個吉日成親、其妻告諸親曰、「丈夫今日討個小妻、奴奴只得討一個小夫也」。

昔富人有りテ、家事ノ叢シ。夫、妻ニ謂ヒテ曰ク、「我、一個ノ小妻ヲ討メテ、汝ト勞ヲ代ヘン」ト。妻相ヒ允ス。個吉日ヲ揀ビテ親ヲ成ス。其妻諸親ニ告ゲテ曰ク、「丈夫ハ今日個小妻ヲ討ム。奴奴モ只ダ一個ノ小夫ヲ討メテ得ルナリ」ト（12）。

『妬記』とはまた異なるこうした結末のパターンが中国の妬婦譚に見られることから、『噓物語』の妬婦譚の結末が中国の原話に忠実でないとは断言できない。

ここではむしろ、そもそも『東国滑稽伝』と『噓物語』に影響を与えた中国の原話に、それぞれ結末の異なる二つの系統があつて、その一方は『噓物語』に、他方は『東国滑稽伝』に影響を与えたと考えるべきであろう。

実際、妬婦譚の結末が伝承過程で妬婦譚らしくないものに変つたり、またその逆になったりすることは決して珍しいことではない。たとえば、第三節で挙げた『笑倒』所収「両夫」の結末には、亭主をやり込める妻の妬婦らしい姿が見える。

そしてこうした結末は、清代の『笑林広記』巻之十二、へ謬誤部「両夫」はもちろん、その抄訳本である歙笑処士訳『笑林広記鈔』（安永七年刊、一卷一冊）にも見られるが、いずれも結末に変わりはない。ここに、『笑林広記鈔』に見えるその類話を掲げておく。

丈夫妾ヲ娶ラント欲ス。妻ノ曰ク、「一夫一婦ニ配スルノミ。妾ヲ娶ルコトハ何ノ經典ニ出タル」ト。夫ノ曰ク、「汝孟子ヲ見ズヤ。齊人一妻一妾アリト記シ、又妾婦ノ道トモ出タリ。妾ヲ娶ル

コトハ古ヨリコレ有リ」ト。妻ノ曰ク、「然レバ吾モ又再ビ一夫ヲ招クベシ」ト。夫曰ク、「何ノ故ゾヤ」ト。妻ノ曰ク、「豈ニ聞カズヤ。大学ニ、河南ノ程氏、両夫ト見ヘタリ。孟子ニモ又大丈夫小丈夫ト謂コト見ヘタリ」ト（13）。

しかし、右の傍線部に見るような、妻が亭主をやり込めるというオードックスな結末が、『破睡録』（斗字号）（1742朝鮮英祖十八、寛保二）年頃成立、一卷二冊）なる朝鮮漢文笑話集に収まるその類話「夫婦以書言争両夫事」（夫婦、書言ノ両夫ヲ以テ争フ事）には見当たらないことは注目に値する。ここにその全文を掲げておく。

有好耽女色者、其妻挽止而不聴。一夕妻曰、「卿若不悛、我則更夫」。夫怒曰、「呼婿為卿、於礼已極不可。又安有良人好色而其妻效尤者乎」。妻曰、「此則我不聴於野語。見於経伝」。夫曰、「経伝豈有是語耶」。妻曰、「安王豊之婦呼婿卿之。此非伝乎。大学序中、河南程氏両夫子、果非両夫。而非経乎」。夫笑而解怒曰、「甚矣。夫人之誤也。程氏両夫子。即有宋伯叔両程子。子何妄発耶」。

女色ニ耽ルヲ好ム者有リテ、其ノ妻ノ挽キ止メテモ聴カズ。一タニ妻曰ク、「卿若シ悛マズンバ、我、則チ夫ヲ更メン」ト。夫怒リテ曰ク、「婿ヲ呼ブニ卿ト為スハ、礼ニ於イテ已極メテスベカラズ。又、安クニ良人ノ色ヲ好ミテ、其ノ妻ノ效フヲ尤モトスル者アルヤ」ト。妻曰ク、「此ノ則ハ、我レ野語ニ於イテ聴カズ。経伝ニ於イテ見ユ」ト。夫曰ク、「経伝ニ豈ニ是ノ語有ルヤ」ト。妻曰ク、「安王豊ノ婦ハ婿ヲ呼ブニ之ヲ卿トス。此レハ伝ニ非ズ

ヤ。『大学』ノ序中ニ、河南ノ程氏ハ両夫子トハ、果シテ両夫ニ非ズヤ。而シテ経ニ非ズヤ」ト。夫ノ笑ヒテ怒リヲ解キテ曰ク、「甚ダシキカナ。夫人ノ誤レルヤ。程氏ハ両夫子ナリ。即チ宋ノ伯、叔ノ両程子有リ。子、何ゾ妄ニ発スルヤ」ト（14）。

『笑倒』や『笑林広記鈔』などでは夫にやり返していた妬婦の逞しい姿がここには見当たらず、右の傍線部に見るような、亭主が妻の無学をあざ笑いながらやり込めるという内容が新たに付け加えられていることが分かる。夫と妻の立場が逆転したこうした結末が、中国内におけるこの話の伝承過程で新たに生じた可能性も十分に考えられよう。

ただし、『破睡録』の類話に見るようなこうしたパターンの結末が、主に朝鮮漢文笑話集に収まる妬婦譚などにはよく見えるのに、江戸噺本のそれからはあまり見当たらないのは不思議である。ここで筆者は、こうした違いの背景には、両国の笑話集の読者層の違いが原因するのではないかと考えている。

すなわち、朝鮮漢文笑話集の主な享受層は、士大夫男性がほとんどである。愠気を戒めるという儒教的な倫理観から見ると、やはり右のように亭主が勝つパターンのお話が読者である知識人男性らにより歓迎されたはずである。

そのことは、同様の結末のパターンが見える『妬記』の成立事情を想起すればより一層納得されるのではあるまいか。ここに、安田真穂氏が注8掲出の論文で述べられた『妬記』の成立事情を引用しておく。

『妬記』は『妬婦記』とも言い、南朝宋の虞通之が太宗（465〜472年在位）の勅命を受けて著した、嫉妬深い女性の話を集めた書物である。太宗が虞通之に著述を命じた経緯については、『宋書』『后妃伝』に「宋の公主たちはみな嫉妬深かった。太宗はいつもこれを気に病んでいた。湖熟県の長官である袁愔の妻は、嫉妬深かったために皇帝より死を賜った。そして皇帝は近臣の虞通之に『妬婦記』を書かせた」と記している。

氏はさらに、「著述がなされた経緯から見て、内親王をはじめとする身分の高い女性達に読ませる教育書の役割を担った書物であったと考えられる」と同書について述べておられる。虞通之が『妬記』を編むにおいて、嫉妬を戒めるという目的に見合った結末を持つ話を収録したことは言うまでもなからう。

なかには、その結末を変えたものも当然あったはずである。改心した妬婦の姿や、「復タトハ妬忌セズ」という結末の典型的な決まり文句が『妬記』の妬婦譚に見える所以がここにあると言えよう。

そして、こうした儒教的な戒めの結末を持つ妬婦譚は、笑話としてはそれほど面白くないにもかかわらず、朝鮮では大いに歓迎されたと見られる。婦女子の愷気を戒めるという著述の目的がある『妬記』所収話のような結末が、朝鮮の士大夫男性には受けたことは十分に想像できよう。『東国滑稽伝』の類話に、『囃物語』のそれとは異なる文人くさい結末が見られる所以、ここにあると言える。

一方、『囃物語』の類話の場合は、『妬記』のような著述目的もなければ、その主な享受層が知識人男性とも限らないという事情がある。こうした違いは、結局、日本に本来の妬婦譚らしい結末を保った。パタ

ーンの話が朝鮮より多く見られる結果にも繋がったと考えられる。当然、その結末には、嫉妬し続けるという妬婦本来の姿が見られるわけである。

本稿で紹介した『囃物語』と『東国滑稽伝』の妬婦譚は、日本と朝鮮に伝来する前からすでに、妬婦譚らしい結末とそうではない結末の二つのパターンに分かれていたと考えられる。そして、両国におけるこうした読者層の違いが、それぞれ異なる結末を持つ妬婦譚の移入という結果をもたらしたのではないかと考えられるわけである。

『東国滑稽伝』の類話新資料は、『囃物語』下巻第三話「りんきばなし」の源に関する新知見はもちろん、この時期の東アジアにおける妬婦譚の伝播とその受容の実態を如実に物語ってくれる点で貴重と言えよう。

注1 引用は武藤禎夫編『嘶本大系』（東京堂出版、昭和六十二年）第九巻に翻刻された楽牽頭後編『坐笑産』による。

注2 武藤禎夫編『江戸小咄類話事典』（東京堂出版、平成八年）六〇頁を参照。

注3 引用は注1の前掲書第四巻に翻刻された『囃物語』による。底本は国会図書館蔵本。ちなみに、『囃物語』は、三十話の「咄」とそれに類似する和漢の「物語」三十話が対応する構成になっており、囃は咄の誤刻である。すなわち、書名は「はなし物語」と読む。

注4 引用は東国大学附設韓国文学研究所編『韓国文献説話全集』七（民族文化社、1981年）に影印された『東国滑稽伝』による。底本は今西文庫所蔵写本。

注5 引用は陳維礼・郭俊峰編『中国歴代笑話集成』（時代文芸出版社、1996

年)第三卷に翻刻された『笑倒』による。底本は康熙五十七(1718、享保三)年刊本。

- 注6 『蕙葉志諧』の詳細については拙稿「東アジアにおける「和尚と小僧譚」の伝播―『禦眠楯』、『蕙葉志諧』の類話新資料をめぐって―」(『comparatio』vol.12)へ九州大学大学院比較社会文化学府比較文化研究会、2009)を参照されたい。また、本文の引用は鄭容洙訳『古今笑叢・蕙葉志諧』(国学資料院、1998年)に影印された『蕙葉志諧』による。底本は日本東洋文庫所蔵写本。

- 注7 引用は注5の前掲書第四卷に翻刻された『笑林広記』による。底本は乾隆四十六(1781、天明一)年刊本。

- 注8 『妬記』について詳しくは、安田真穂『『妬記』に見る中国小説の中の嫉妬』(『国文学―解釈と教材の研究―』平成二十一年七月号所収)を参照。

- 注9 引用は、魯迅編『古小説鈎沈』(『魯迅全集』へ魯迅全集出版社、1938年)第八卷所収に翻刻された『妬記』による。

- 注10 『禦眠楯』の詳細については注6に紹介した拙論を参照されたい。また、本文の引用は注4の前掲書に影印された『禦眠楯』による。底本は高麗大学所蔵写本。

- 注11 引用は永積安明・島田勇雄校注日本古典文学大系八十四『古今著聞集』(岩波書店、昭和四十一年)に翻刻された『古今著聞集』による。底本は宮内庁書陵部蔵(一)本。

- 注12 引用は莊司格一、清水栄吉、志村良治訳『中国の笑話・笑海叢珠・笑苑千金』(筑摩書房、昭和四十一年)に翻刻された『笑苑千金』の本文による。底本は内閣文庫所蔵写本と上村幸次氏所蔵写本。

- 注13 引用は注1の前掲書第二十卷に影印された『笑林広記鈔』による。

- 注14 『破睡録』(斗今号)は、編者未詳の漢文笑話集である。別名は「罷睡録」

(斗今号)。自序には「歳壬戌陽月初吉」、所収笑話の末尾にはいずれも「副黙者曰」で始まる評語が見えることから、その成立は一七四二年、編者は副黙者なる人物と考えておく。鄭容秀氏は、『破睡録』研究(『韓国漢文学研究』第十八輯へ1999年)所収)のなかで、同書の成立を一六八二年、その編者を金淵(金淵) (生歿年次未詳)とする見解を示しているが定かではない。同書には日本、中国、韓国に共通する笑話が散見するため、この時期における東アジア漢字文化圏の笑話の伝播と共有の実態を知る上でも欠かせない貴重な資料である。同書については後日、稿を改めて詳しく紹介する。さて、ここでの本文の引用は注4の前掲書に影印された『破睡録』による。底本はソウル大学所蔵写本。

〈付記〉

本稿をなすにあたり、福岡大学の高橋昌彦先生、熊本県立大学の川平敏文氏、久留米大学の大庭卓也氏からは多大なご指導を賜りました。雅俗の会の先輩の皆さんに、ここに記して厚く感謝のお礼を申し上げます。とくに、これまで辛抱強く私の論文に目を通して下さった大庭卓也氏には、この紙面を借りて、心より改めて感謝の意を表します。ありがとうございます。

(ぐむ よんじん・本学大学院博士後期課程)